

蒲郡市マンション管理計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の13第1項の規定による管理計画の認定の申請（法第5条の16第2項において準用する場合を含む。以下「認定申請」という。）について、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 省令第1条の8第1項の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人マンション管理センターが発行する認定申請に係る事前確認適合証
- (2) 認定申請に係る管理組合が防災に関する取組を実施していることの表明保証書（第1号様式）

2 省令第1条の8第2項の市長が不要と認める書類は、同条第1項各号に掲げる書類とする。

(申請の取下げ)

第3条 認定申請をした者又は法第5条の17第1項の規定による管理計画の変更の認定の申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取り下げようとするときは、申請取下届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第4条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月23日から施行する。